

城ノ内中学校の運動部活動に係る活動方針

令和7年4月1日

1 運動部活動の基本的な考え

- (1) 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施する。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

2 運動部活動の休養日の設定

- (1) 学期中は週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。))はいずれか1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で2日間活動した場合は、休養日を休日に振り替える。
- (2) 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。原則として夏季休業中及び年末年始の閉庁期間は部活動を行わない。
- (3) 定期試験(中間・期末)等の実施前3日間を、学校全体の運動部活動休養日とする。

3 運動部活動の活動時間及び熱中症等対策

- (1) 1日の活動時間は、平日は2時間を上限、休業日(学期中の週末を含む)は3時間を上限とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。また、週の合計時間は11時間を上限とする。(準備、片付け、移動時間は含まないものとする。)
- (2) 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限時間を超えて活動を実施した場合、他の休日に休養日を振り返ることとする。また、週の上限時間を超えて活動を実施しないように、上限の範囲内となるように活動時間を調整する。
- (3) 熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、運動部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。
- (4) 大会・練習試合等に参加する際は、参加生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

4 運動部活動の朝の活動

原則として朝の活動は行わない。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、茨城県中学校体育連盟及び市町村教育委員会が定める各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等(総合体育大会・新人体育大会を含め、1ヶ月あたり1大会程度)を超えないよう、生徒の教育上の意義や生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮し、参加する大会等を精査する。

6 文化部の活動

文化部活動においては、文化部活動の特性を踏まえつつ、「龍ヶ崎市運動部活動の在り方に関する活動方針」の「2 適切な運動部活動の運営のための体制整備」及び「4 適切な休養日等の設定」について準じた取扱いをすることとする。